

令和7年度 第1回富士宮市都市計画審議会 議事録

日時：令和7年9月4日（木）15時00～

場所：富士宮市役所庁舎 4 階 410 会議室

1. 市長挨拶
 2. 議選第1号 富士宮市都市計画審議会会长の互選について

3. 議事録

【阿部委員】

- ・前回から引き続き藤井委員にお願いするのがよろしいかと

【井口臨時議長】

- #### ・意義なしの確認

……………一同異議なし……………

- ・藤井委員が会長に選出

- #### 4. 会長挨拶

5. 報告事項

「都市計画提案制度に伴う上井出企業団地の地区計画について」

担当課説明

質疑応答

【岩村委員】

- ・市条例や県条例により井戸を掘ることが可能か

【事務局】

事業者からは県条例でなく、市条例にて1区画1か所井戸を掘る予定とのこと

【岩村委員】

- ・区画の拡大が可能であるが、拡大した場合井戸を掘れる本数は増えるのか

【事務局】

1区画1か所設置可能のため、2区画使用する場合は2か所設置可能となるが、所管課より原則は必要最低限の地下水の利用とされている

【角入委員】

- ・地元説明会ではどのような意見が出たのか
 - ・市内事業者による移転や進出は可能か
 - ・進出する場合、誰に相談すればよいか

【事務局】

地元からの意見では、一本松交差点周辺の渋滞対策、工事中の安全対策、雇用やコミュニティなどの地元への貢献の3点が大まかにあった。渋滞対策については迂回路の利用促進、安全対策については市及び事業者の連携により安全対策の実施、地元への貢献については地元住民からの意見・要望を反映させるため、市及び進出企業で連絡会の設置や協定書の締結

を予定している。

市内業者の移転等についても可能であり、市又は事業者のどちらにも連絡可能となってい

【阿部委員】

- ・誘致する企業については、市工業振興ビジョンに基づき誘致するのか

【事務局】

質の高い企業団地とするため、計画書（案）にあるとおり当市の補助金要綱に該当する企業を誘致することで地元住民にも説明している

【阿部委員】

- ・街路樹等は設定しているのか

【事務局】

県道側については緩衝帯として 10 メートルの緑地帯を設ける予定

【阿部委員】

- ・働く空間の質を高めるため、植栽については公園や調整池、街路樹において種類等を統一感のあるものにした方が良いのではないか

【事務局】

事業者から街路樹については、ヒノキ、ヤシヤブシ、コナラなどの樹木を計画していること

緑地等においては維持管理についての協定を締結し、事業者が行っていく予定であり、地元住民からも管理状態の確認を行っていただき、連絡していただく予定

【渡井委員】

- ・白糸の滝へ影響するような地下水の利用があるのか

【事務局】

所管課で調査を行っており、影響がない位置であることは確認済みではあるが、より配慮するために協定を締結する予定

【植松委員】

- ・工業団地内で組合を設置するのか

【事務局】

北山工業団地に倣い、連絡会を設置し、定期的に意見交換を行う予定

【植松委員】

- ・連絡会では責任の所在がはっきりしないのではないか

【事務局】

連絡会だけでなく、協定を締結することで継続的に指導、対応する予定

【植松委員】

- ・自然環境希少野生動植物調査の中で締結する協定はどのような内容か
- ・調査の結果、希少野生動植物はいたのか

【事務局】

自然環境の破壊の防止、植生の回復、緑地の造成、自然環境の保全のために必要な事項を内容とし、協定を締結

事業者から植物種が 1 種類、動物種が 4 種類確認されたが、計画地外側や敷地境界付近で夜間に確認されたため、影響は低いという報告を受けている

【植松委員】

- ・工業廃水の現状確認はどのようにするのか
- ・排水は一度調整池を経由してから普通河川に排水されるのか
- ・柵はどこに設置するのか
- ・排水における区画から普通河川への経路は

【事務局】

排水経路内に柵を設置し、取水を行い、排水の基準値等については締結する協定に記載
雨水については調整池を経由して普通河川へ放流する
排水については、各区画の敷地内に浄化槽及び柵を設置し、排水の浄化を行ってから本管
に排水を集約し、普通河川へ放流する

【植松委員】

・市内業者が進出する際に、現状の敷地において法不適合箇所がある場合は是正の上進出
可能となるのか

【事務局】

補助金対象となる製造業及び高度な倉庫業が進出することを想定しているが、現状の敷
地における既存不適格部分がある企業については違法ではないため進出への支障はないが、
違反である場合については是正を行う必要がある

【佐藤委員】

・建蔽率や容積率、高さの制限からは最大 4 階建ての建物が建築可能と考えるがどのような想定か
・放流する普通河川は普通河川上井出 70 号でよろしいか

【事務局】

高さの制限については景観の保全をするため、建物高さを 15 メートルとしている
普通河川上井出 70 号に排水口を設置する

【山藤委員】

- ・公園は地域の要望に沿ったものを造るのか

【事務局】

事業者からは、既存の木を活かすため、森林公园としての整備を行うとのこと

【山藤委員】

・北部地域では公園が少なく、子供の遊び場がないとの意見があり、地域の特徴としては
高齢者が多いことがあるため、健康遊具の設置や防災公園の設備の設置を検討して
いただきたい

【中野委員】

- ・地下水への問題が起きた場合、どのように対応するのか

【事務局】

取水可能量の確認や市への報告のため、所管課と協議しており、立ち入り調査等も行う予
定

【阿部委員】

- ・自然協定で締結する内容の植生の回復とはなにか

【事務局】

森林法に基づき、計画敷地の 25 パーセントを緑地として保全する予定

富士宮市都市計画審議会運営要領第8条第1項の規定によりここに署名する。

議長 藤井 敬宏

委員 宇佐美 巧